

答申（資税第252号）

第1 審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）の行った非開示決定は妥当である。

第2 本件諮問に至る経緯

- 1 異議申立人は、平成27年9月2日、出雲市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、実施機関に対し、個人情報開示請求を行った。異議申立人作成の個人情報開示請求書に記載された開示請求に係る個人情報の内容は「〇〇〇〇の共有の固定資産税の出雲市が平成19年度の共有代者を変更した時の書類」であった。
- 2 実施機関は、平成27年9月15日、条例第16条第2項の規定に基づき、異議申立人の開示請求に係る個人情報を保有していないことを理由として、非開示決定を行い、その旨を異議申立人に通知した（資税第200号）。
- 3 異議申立人は、行政不服審査法に基づき、実施機関に対し、平成27年11月11日、本件開示決定に対する異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第32条第1項の規定に従い、平成27年12月1日、当審査会に諮問書を提出した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

あるはずだ。

2 異議申立ての理由

平成27年11月11日付け異議申立書別紙1記載の異議申立ての理由は次のとおりである。

- (1) 「出雲市が平成19年度に勝手に共有の代表者を変更した」という証にな

る書類（資料）が無いはずはない、あるはずだ。

平成〇〇年5月31日、収納課〇〇主査、資産税課〇〇課補立会いの元提示された資料が正にそれだ。

又、平成〇〇年6月資産税課〇〇職員が電話で説明した時の資料が正にそれだ。〇〇職員は異議申立人には納税義務がありませんと説明した。それはどういうことだ？の質問に、〇〇職員は、これまで異議申立人が共有部分の固定資産税を納税した実績がないのでそう言いましたと答えた。

\*上記の資料が同一であることはセキュリセンターで資料確認済。

私が見た（私に提示された）資料は別紙の様な感じであった。

これは偽造公文書である。今マスコミで騒いでいるくい打ち業者のデータ改ざん疑いと同様出雲市役所では常態化しているのか。

この物が、出雲市が共有の代表者を変更した証になる資料である。出雲市はこの公文書が存在しないというのか？ということは何らかの理由で「いんぺい工作」して公文書を操作隠滅したのか？（はなかつたのか？）市役所財政部内でこれをやったら完全に犯罪だ。

この納付履歴は、少なくともH16年度からH19年度まで共有の代表者は〇〇〇〇で、その代表者に納付通知書納付書が送付され、〇〇〇〇が共有部分の固定資産税を納付したことを意味するものだ。

資産税課〇〇職員が答えた、「これまで異議申立人が共有部分の固定資産税を納付した実績がない」と一致する。

しかし、それは事実ではない。昭和61年からずーと異議申立人が共有の代表者であり、異議申立人が異議申立人のJAの口座から自動引き落とししてきた。名寄台帳の内容からも異議申立人が共有の代表者である。出雲市はなぜ共有部分の納付履歴を改ざんしたのか？この行為の意味するものは出雲市は〇〇家の完全破かいをたくらんだのか？

出雲市はしきりに地方税法10条の2に基づいてというが、一連の話の内

容から出雲市がかってに共有の代表者を変更したのは、平成19年10月ごろの様である。(〇〇次長によると、そう思われますがハッキリとはわかりません)

異議申立人は生活保護受給中のH19年8月23日出雲市に対し、料・税の分納申請をしており、H19年9月より(実際には第1回目は10月1日)分納が始まっている。平成19年度の共有部分の納付通知書及び第1期、第2期の納付書は異議申立人に送付されている。

又、平成19年8月23日にそれまで滞納していた国保料の減免申請をしたが、却下されている。以上は異議申立人に担税力があると出雲市が判断したからでは。

しかし一方では出雲市は生保を受けているということは担税力が無いと判断し、異議申立人には何の連絡もなしに(出雲市がかってに)共有の代表者を変更した。その根拠が地方税法10の2であると言い続けている。

しかし実際は共有部分の納付履歴書を少なくとも平成16年度以降〇〇〇〇が共有の代表者であると装って、組織内の帳尻を合わせる処理をしてしまったのだ。(改ざんして)

〇〇次長は担税力のない人に了解をとる必要はないと言っている(27.8.17)

この納付履歴書にはいくつかの不信感を抱いている。

H〇〇年5月収納課をおとずれた際、今度〇〇さんの担当になります〇〇ですとあいさつがあった。この時それまで担当していた〇〇主査の言っていることが理解できない。その一つにH19年度の共有部分の固定資産税が「済んでいる」と言うのみで何の説明が無いが、どう済んでいるのか教えて欲しいとだずねた。〇〇係長は異議申立人を相談室に残し退席した。

一時間経ってもやってこないの、たばこを吸いに行ったら、〇〇次長がやってきて、〇〇が今調べているが、何が何やらさっぱりわからんと言って

いる。とても今日のことになりそうにないので今日は帰ってくれないか。わかり次第連絡させ、自宅の方に職員を説明にいかせます。

このやり取りから見ても、この時点で前記の納付履歴（書）は存在してなかったと思われる。この納付履歴はこの日以降に作成（ねつ造）されたのだ。

（２）場当たりの対応したため新たな不祥事が発生した。

その１つが、離婚して４年経った時点で私が初めて知る元妻の住所の記載された納付履歴書を提示した。離婚時元妻は市民課に他人に住所を知られない様手続きをしていた。（経済的虐待）それが収納課では共有されていなかったと思われる。法務局への手続きでは同居していた住所で申請しているのです、この住所は記録にない。

出雲市はこれが個人情報漏洩、流出ではない。何でもないと切り切っている。本当にそうか？ではなぜその後開示請求したこの納付履歴書の住所が黒く塗りつぶされているのか？との問いに答えないのが出雲市である。そしてその後納付履歴という公文書を出雲市役所のパソコンから消去してしまった。

次に、出雲市がやってしまったのが、H19.8.23異議申立人が提出した「分割納付」申請書の破棄である。分割納付が受理され、また同じH19.8.23滞納していた国保の減免申請が却下されているにもかかわらず、出雲市が勝手に共有の変更をしたのはまずいと気づいたのであろう。同財政部内の資料である「分割納付」申請書を場当たりの破棄したのである。国保の減免申請は部が違うため手は付けなかったのが現存する。

収納課は「分割納付」申請書が保存されていないのはその申請書自体が提出されていないからだと言いき直った発言をしている。

これらに最も関与しているのが、現〇〇〇〇部の〇〇〇〇次長である。彼はH〇〇度～H〇〇度収納課に在せきし、〇〇の担当もしていた。その当時彼が作成した〇〇の資料が現在の担当者に引き継がれていないことも判明

した。当時これらの資料について色々疑問点について説明を求めてきたが、彼の答はいつも「説明は済んでます」「説明したがね」の一点張りで今日に至っている。そして〇〇の前にこない。透明性がない、説明責任が果たせないところには犯罪がひそんでいる。徹底的に審査していただきたい。

#### 第4 実施機関の主張

##### 1 第3・2(1)について

(1) 固定資産税の徴収は、普通徴収の方法によることとされ（地方税法第364条）、納税通知書を納税者に交付することによって徴収することとなる（地方税法第13条）。この納税通知書の交付は、納税の告知に該当し、徴収決定した税額の通知とその税額納付の履行の請求という性格を有するものとされている。

また、固定資産税の納付に関しては、共有物に対する地方団体の徴収金は、納税義務者が連帯して納付する義務を負うと規定されており（地方税法第10条の2）、賦課期日（1月1日）において固定資産を共有する者は、当該固定資産所在の市町村に対し、連帯納税義務を負うこととなる。

本件のような共有物の場合は、連帯納税義務者の一人に対して、又は同時に若しくは順次にすべての納税義務者に対して、連帯納税義務に係る地方団体の徴収金の全部、一部についての納税の告知をすることができる（地方税法第10条）。

しかしながら、現実的に共有者全員に対して納税通知書・納付書を送付することになれば、事務処理が膨大な量になるとともに、多くの二重納付が想定される。

そこで、実務的には、新規に共有物件に課税する場合、円滑な納税を促すため、市が有する内規により、持分の多い者、市内に住所を有する者、登記済通知書記載順位等を勘案し、共有物代表者を指定して、市が納税通知書を

交付する対象者としている。これによりがたい場合は、「共有物代表者選定届」の提出を促す。別のケースとしては、共有者の事情により、すでに選定されている代表者を変更する場合に、「共有物代表者選定届」の提出を促すこともある。共有物代表者選定届は、このような実務をスムーズに行うため、各自治体がそれぞれの運用方針（内規）を定めて利用している。

- (2) 本件においては、共有物件である家屋の固定資産税に関して、異議申立人を共有物代表者として、当初から毎年度4月に納税通知書の交付を行ってきた。その後、平成19年度途中において、異議申立人が生活保護を受けるという事情が生じたため、担税力の観点から、もう一人の連帯納税義務者である〇〇〇〇氏に納付をお願いすることとした。

平成19年度においては、すでに共有物代表者である異議申立人に納税通知書を交付していることから、共有物代表者を変更する届の提出は必要とせず、納付書の送り先を連帯納税義務者である〇〇〇〇氏に変更し、送付することとした。

この納付書を送る際、送り先の住所を異議申立人の住所から〇〇〇〇氏の住所に変更するだけでなく、〇〇〇〇氏に納付書が確実に届くようにとの配慮から、送付先の宛名についても、「〇〇〇〇 共有者 〇〇〇〇」から「〇〇〇〇 共有者 〇〇〇〇」と変更して送付したものと認識している。

よって、市として行った一連の実務は、共有者の代表者を変更するのではなく、納付書の送付先を変更するというものであると解釈している。一見、共有物代表者に変更されたかのようなデータ履歴が残っているのは、システムの表記上、共有物代表者の変更と送付先の変更が混在し、識別することができないからである。なお、その後、送付先は変更前の従前のものに戻している。

- (3) 開示請求に係る個人情報の内容である「〇〇〇〇の共有の固定資産税の出雲市が平成19年度の共有代者を変更した時の書類」については、本件では

共有物代表者選定届は存在しないし、そもそも共有物代表者は変更しておらず送付先を変更しただけである。なお、共有物代表者の変更も送付先の変更も決裁等は不要である。

また、異議申立人の主張する改ざん、隠ぺい等はしていない。異議申立人の主張する職員とのやりとりについては、そのようなやりとりがあったかどうかは分からない。

## 2 第3・2(2)について

異議申立人は、他の案件を持ち出して、市は個人情報をも漏洩し、公文書を捏造し信用しないと主張しているが、本件とは関係ないものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 異議申立人の開示請求に係る個人情報の内容の特定

(1) 異議申立人の開示請求に係る個人情報の内容は、「〇〇〇〇の共有の固定資産税の出雲市が平成19年度の共有代者を変更した時の書類」である。

(2) ここで、平成27年11月11日付け異議申立書別紙1を見ると、異議申立人が開示を求めている個人情報は、平成〇〇年5月31日に〇〇支所において〇〇主査が異議申立人に見せた納付履歴であるようにもみえる。しかし、平成〇〇年5月31日に〇〇支所において〇〇主査が異議申立人に見せた納付履歴については、平成24年12月21日に一部開示決定がなされ、異議申立人に一部開示が行われていることや、平成27年11月11日付け異議申立書別紙2として共有物代表者選定届に関する資料が添付されていることなどからして、平成〇〇年5月31日に〇〇支所において〇〇主査が異議申立人に見せた納付履歴は、異議申立人の共有物件である家屋の固定資産税に関して、実施機関が平成19年度に共有物代表者を変更していることを示すものであるという意味であると解される。

(3) したがって、異議申立人の開示請求に係る個人情報の内容は、異議申立人

の共有資産である家屋の固定資産税について、実施機関が平成19年度に共有物代表者を変更した時の書類であると特定し、そのような書類を実施機関が保有しているか否かを検討する。

## 2 検討

- (1) 異議申立人の開示請求に係る個人情報保有していないとする実施機関の説明の要旨は次のとおりである。

共有資産の固定資産税については、地方税法第10条の2により、共有者全員に連帯納税義務がある。

しかし、共有者全員に納税通知書・納付書を送付することになれば、事務処理が膨大な量になるとともに、二重納付等が生じるおそれがある。

そこで、円滑な納税を促すため、市が有する内規により、共有物代表者を指定して納税通知書を交付する対象者としている。これによりがたい場合は、「共有物代表者選定届」の提出を促す。また、共有者の事情により、すでに選定されている共有物代表者を変更する場合に、「共有物代表者選定届」の提出を促すこともある。

本件においては、共有物件である家屋の固定資産税に関して、異議申立人を共有物代表者として、当初から毎年度4月に納税通知書の交付を行ってきた。その後、平成19年度途中において、異議申立人が生活保護を受けるという事情が生じたため、担税力の観点から、もう一人の連帯納税義務者である〇〇〇〇氏に納付をお願いすることとした。平成19年度においては、すでに共有物代表者である異議申立人に納税通知書を交付していることから、共有物代表者を変更する届の提出は必要とせず、納付書の送り先を連帯納税義務者である〇〇〇〇氏に変更し、送付することとした。

よって、市として行った一連の実務は、共有物の代表者を変更するのではなく、納付書の送付先を変更するというものであると解釈している。

開示請求に係る個人情報の内容である「〇〇〇〇の共有の固定資産税の出

雲市が平成19年度の共有代表者を変更した時の書類」については、本件では共有物代表者選定届は存在しないし、そもそも共有物代表者は変更しておらず送付先を変更しただけである。なお、共有物代表者の変更も送付先の変更も決裁等は不要である。

(2) 審査会の検討結果は次のとおりである。

ア 異議申立人の開示請求に係る個人情報の内容は、異議申立人の共有資産である家屋の固定資産税について、実施機関が平成19年度に共有物代表者を変更した時の書類であるところ、実施機関は、平成19年度の途中に行った一連の事務処理は、共有物代表者の変更ではなく、納付書の送付先の変更であると主張する。

そこで、実施機関が平成19年度の途中に行った一連の事務処理が納付書の送付先の変更であった場合と共有物代表者の変更であった場合とに分けて検討する。

イ まず、仮に、実施機関が平成19年度の途中に行った一連の事務処理が納付書の送付先の変更であった場合を検討する。

この場合、実施機関は異議申立人の共有資産である家屋の固定資産税について、平成19年度に共有物代表者の変更を行っていないことになり、異議申立人の開示請求に係る個人情報を実施機関が保有している余地はない。

ウ 次に、仮に、実施機関が平成19年度の途中に行った一連の事務処理が共有物代表者の変更であった場合を検討する。

まず、共有物代表者選定届が存在しないことについては、そもそも異議申立人と実施機関の間で争いが無い。

そうすると、実施機関が共有物代表者選定届以外の書類で平成19年度に共有物代表者を変更した時の書類を保有しているか否かを検討することになるが、共有物代表者の変更について決裁等は不要であるとの実施機関の説明について、不合理とまではいえない。

よって、仮に、実施機関が平成19年度の途中に行った一連の事務処理が共有物代表者の変更であった場合も、異議申立人の共有資産である家屋の固定資産税について、実施機関が平成19年度に共有物代表者を変更した時の書類を、実施機関は保有していないと認められる。

なお、本件のような場合（共有物代表者が生活保護を受けるという事情が生じたため、担税力の観点から、別の連帯納税義務者に共有物代表者を変更する場合）、共有物代表者選定届が必要なのか、それとも、地方税法第10条の2を根拠に職権で変更することができるのかについては、判断するまでもなく、冒頭「1 審査会の結論」を導くことができるのであり、当審査会はこの点について判断等を行うものではない。

エ 上記イウ記載のとおり、実施機関が平成19年度の途中に行った一連の事務処理が納付書の送付先の変更であった場合と共有物代表者の変更であった場合のどちらであっても、実施機関は、異議申立人の開示請求に係る個人情報保有していないと認められる。

このように、実施機関が平成19年度の途中に行った一連の事務処理が納付書の送付先の変更であった場合と共有物代表者の変更であった場合のどちらであっても、冒頭「1 審査会の結論」を導くことができるのであり、実施機関が平成19年度の途中に行った一連の事務処理が納付書の送付先の変更であったのか、それとも、共有物代表者の変更であったのかについて、当審査会は判断等を行うものではない。

### 3 その他の主張について

第3・2（2）記載の主張については、異議申立人の共有資産である家屋の固定資産税について、実施機関が平成19年度に共有物代表者を変更した時の書類を実施機関が保有しているか否かという判断との関係性が認められないため、当審査会はこの点について事実調査や判断等を行うものではない。

4 以上から，冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

糸内付履歴

住所 出雲市 [redacted] 0000

氏名 [redacted] 姓 [redacted]

個人番号 0000

世帯番号 0000

糸内付	
H19. 健康診断	...
000	...
010	...
...	...

H16 健康診断

(資税第252号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成27年 9月30日	実施機関から出雲市個人情報保護審査会に諮問
平成27年12月 8日 (平成27年度第3回審査会)	審議
平成28年 1月14日 (平成27年度第4回審査会)	審議
平成28年 2月 8日 (平成27年度第5回審査会)	審議
平成28年 3月16日 (平成27年度第6回審査会)	審議
平成28年 4月 7日 (平成28年度第1回審査会)	審議
平成28年 5月12日 (平成28年度第2回審査会)	審議
平成28年 5月25日	出雲市個人情報保護審査会から実施機関に答申

(出雲市個人情報保護審査会委員名)

板垣正和、多久和淑子、中井洋輔、原量範、福田真也